

川崎市老人いこいの家ミニデイケアサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市老人いこいの家（以下「老人いこいの家」という。）において、ミニデイケアサービス事業（以下「いこいの家デイケア事業」という。）を実施し、在宅の虚弱な高齢者の自立の助成、社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持や向上を図るとともに、家族の精神的及び身体的な負担の軽減を図ることにより高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

(実施方法)

第2条 この事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、事業の運営については、川崎市老人いこいの家条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に委託をすることができる。

2 いこいの家デイケア事業は前条の目的を達成するため、指定管理者がいこいの家デイケア事業実施委員会（以下「実施委員会」という。）を組織し、実施するものとする。

(実施委員会)

第3条 実施委員会は、次の者をもって構成するものとする。

- (1) 地域福祉関係団体の関係者
- (2) ボランティア
- (3) その他指定管理者が必要と認めた者

(内容等)

第4条 いこいの家デイケア事業の利用定員は、概ね10名程度とし、年12回以上実施するものとする。

2 いこいの家デイケア事業の内容は、次に掲げる各号のものなかから必要と認められるものを行うものとする。

- (1) 介護予防や健康の維持向上、生きがいをづくりを目指す活動
- (2) 地域で孤立することなく、気軽に安心して集まれる居場所づくり
- (3) 食事サービスや会食を通じた健康指導、生活相談の実施
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利用者の資格)

第5条 いこいの家デイケア事業の利用者の資格は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する概ね60歳以上の虚弱な者
- (2) その他実施委員会が必要と認めた者

(利用者の決定)

第6条 実施委員会は、いこいの家デイケア事業の利用者を決定するものとする。

(費用負担)

第7条 いこいの家デイケア事業の利用料は、無料とする。ただし、当該事業の遂行に必要な昼食代は、

利用者が負担し、一回500円程度とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年9月11日から施行する。
- 2 この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。